



関西フードマーケット

第65期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

2024年6月20日（木曜日）
開会：午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

大阪市北区芝田一丁目1番35号
大阪新阪急ホテル 2階
紫の間

■ 決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社とエイチ・ツー・オー
リテイリング株式会社との
株式交換契約承認の件 |
| 第4号議案 | 剰余金の配当（特別配当）の件 |

株式会社 関西フードマーケット

証券コード：9919

証券コード 9919
(発信日) 2024年5月29日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月25日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号
株式会社 関西フードマーケット
代表取締役社長 林 克 弘

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第65期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kansai-foodmarket.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（9919）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【ネットで招集】（2024年5月29日掲載予定）

<https://s.srdb.jp/9919/>



なお、インターネット等又は郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後6時までには到着するよう、議決権行使書用紙に賛否をご記入いただきご返送くださるか、又は、インターネット等により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区芝田一丁目1番35号
大阪新阪急ホテル 2階 紫の間 ※末尾ご案内図をご参照ください。

3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第65期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件

2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 当社とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との株式交換契約承認の件

第4号議案 剰余金の配当（特別配当）の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

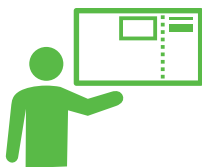
以 上

◎その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、事業報告の「会計監査人に関する事項」「会社の体制及び方針」、計算書類、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、監査報告書、株主総会参考書類のうちエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社の定款及び最終事業年度に係る計算書類等につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には記載しておりません。なお、監査等委員会・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、当該書面に記載のほか、各ウェブサイトに記載の事項になります。
- (2) 株主総会前日までに電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

■会社法改正に伴う電子提供制度の施行に伴い、法令に定める基準日（2024年3月31日）までに書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類と関連書類の一部を合わせてご送付しております。また、書面交付請求をされた株主様には、法令及び当社定款第13条第2項に基づき、電子提供措置事項から一部を省略した書面をご送付しております。

■ご来場株主様へのお土産等のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。



議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

(切取線)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・3号・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

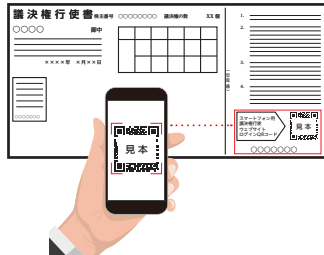
インターネット等と郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等又は書面（郵送）で事前に議決権を行使した後に株主総会にご出席される場合は、当日会場で行う議決権行使が、事前に行った議決権行使に対して優先されることとなります。

インターネット等による議決権行使のご案内

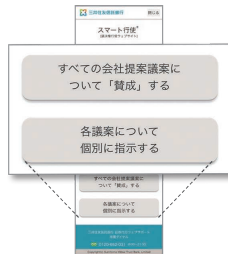
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

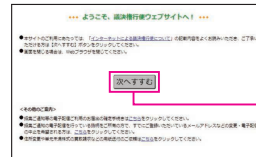
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

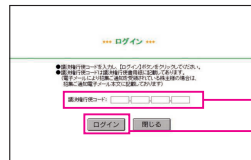
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

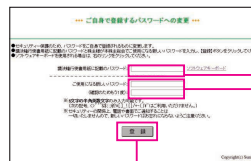
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

2024年3月期は、コロナ禍の収束によりようやく日常性を取り戻したものの、円安進行の長期化や原材料価格、エネルギー価格・各種コストの上昇といった不透明な状況の中、商品の値上げによる客単価上昇と来店客数の回復により、前期を上回る売上が確保できました。また、利益面でも前期より継続的に続けてきた生産性の改善、コスト削減の取り組みの成果もあり前期実績を大きく上回る結果となりました。

関西ドミナントエリアでのマーケットシェア・マインドシェアNo.1を目指して

食品スーパー業界の状況は、少子高齢化などによるマーケットの縮小、ECや他業態の参入による厳しい環境に加えて、既存企業だけでなく新規出店攻勢もあり、激しい競争環境にあります。

このような状況の中、当社グループは「関西スーパー」「イズミヤ」「阪急オアシス」の3つの店舗ブランドを保有し、それぞれが地域のお客様からの信頼をいただいております。今後、商圈、立地、店舗規模に基づく店舗フォーマット化を進め、それぞれのブランドの店舗が地域にお住まいの様々なお客様のご期待に応えられるよう、さらに磨きをかけてまいります。

店舗を支える機能については、グループシナジー効果を高める標準化・システム化・しくみ化などスピードを持って進めるため一元化による効率化を図ってまいります。

激しくなるエリアでの競争に打ち勝ち、関西ドミナントエリアでのマーケットシェア・マインドシェアNo.1を目指すには、今後さらにエイチ・ツー・オー リテイリンググループの持つグループ力、小売・製造・宅配やIT・DX力等、そして何より百貨店を含めたお客様との接点の強さを最大限活用していくことが必須であると考えております。そのために、この度、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の完全子会社となることといたしました。

株主の皆様におかれましてはご理解を賜り今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



代表取締役社長 林 克弘

連結業績（2023年度）

連結売上高

3,850億円

総額売上高※

3,995億円

連結営業利益

91億円

連結経常利益

87億円

親会社株主に帰属する
当期純利益

56億円

※総額売上高は、「収益認識に関する会計基準」等による影響を除外した従前の基準での売上高となります。

業績ハイライト

各事業の概要

イズミヤ・阪急オアシス

総額売上高 **2,670**億円

(前期比 103.1%)

営業利益 **56**億円

(前期比 170.1%)

- 2023年4月1日、イズミヤ(株)と(株)阪急オアシスが合併。本社・営業本部機能を一元化し、効率化、店づくりと運営の標準化を進める。
- 既存店売上高前期比は104.0%
- 販売費及び一般管理費は、新システム導入費用、人件費単価上昇により増加したものの、生産性の向上に努め、想定どおり推移。

関西スーパーマーケット

総額売上高 **1,324**億円

(前期比 102.3%)

営業利益 **38**億円

(前期比 133.7%)

- 「トータルソリューション型スーパーマーケット」の実現に取り組む。
- 既存店売上前期比は103.3%
- 生産性向上を目的とした省力器具統一による備品費や従業員研修の拡充等の教育費の増加により前期を上回るが、想定どおりに推移。

※総額売上高は、「収益認識に関する会計基準」等による影響を除外した従前の基準での売上高となります。
※イズミヤ・阪急オアシスの前期比は、2022年度のイズミヤ(株)と(株)阪急オアシスの合計値との比較となります。

業績予想 (2024年度)

連結売上高

3,970億円

(前期比 103.1%)

連結営業利益

105億円

(前期比 114.6%)

連結経常利益

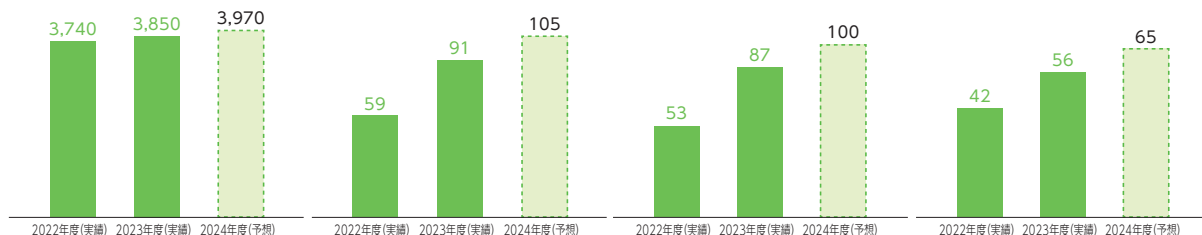
100億円

(前期比 114.8%)

親会社株主に帰属する当期純利益

65億円

(前期比 115.0%)



※記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

TOPICS

関西スーパーマーケット
チラシ

関西フードマーケットグループ共同企画 「増量セール」開催

2024年1月26日(金)～1月28日(日)の3日間、関西フードマーケットのグループ共同企画「増量セール」を実施しました。グループの共同企画セールの第1弾として皆様にご理解いただけるよう関西フードマーケットのロゴをつけて各店舗で、共通の増量アイテムを27商品展開し、お客様からも好評な結果となりました。2024年度にはさらにパワーアップして、定期的にグループ共同企画を展開してまいります。



阪急オアシス・イズミヤ・デリーカーナート チラシ

サステナビリティ

当社グループのサステナビリティの取り組みをご紹介します。

阪急オアシス キセラ川西店でサステナビリティに関心の高い小学生 中川聡香さんに1日店長を体験してもらいました。

「エコで地域の人の居場所となるようなスーパーを作りたい!」関西SDGsユースアクション(関西SDGsプラットフォーム、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会共催)において「H2Oリテイリング賞」を受賞した中川さんに1日店長になっていただき、農産売場における食品ロス削減や牛乳パック・トレーのリサイクルの仕組みに関する講習会などに一緒に取り組みました。当社グループは、H2Oリテイリンググループの一員として、今後も事業活動を通し、子どもたちの成長や学びの機会を創出し、新たな出会いや発見を提供することで、地域のこどもたちを育てまいります。



受賞した中川さんの
アイデアはコチラ

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、事業基盤の充実のための内部留保を図りながら、株主の皆様に安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社の業績及び今後の経営環境を勘案しまして、繰越利益剰余金を原資として以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額570,752,060円

これにより、中間配当金（1株につき8円）を含めた年間配当金は、1株につき18円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月21日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性 別	当社における地位	候補者属性
1	はやし かつ ひろ 林 克 弘	男 性	代表取締役社長	再 任
2	うめ もと とも ゆき 梅 本 友 之	男 性	取締役	再 任
3	なが た やす と 永 田 靖 人	男 性	取締役	再 任
4	わた なべ がく 渡 邊 学	男 性	取締役	再 任
5	なか にし じゅん 中 西 淳	男 性		新 任

候補者
番号

1



再任

はやし

林

かつ ひろ

克弘

1958年1月20日生

所有する当社株式の数
5,200株

略歴、地位及び担当

1982年4月 株式会社阪急百貨店（現・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社）入社
2009年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役執行役員
2009年6月 株式会社阪急阪神百貨店 執行役員
2012年4月 同社 取締役執行役員
2014年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役常務執行役員
2014年4月 株式会社阪急阪神百貨店 取締役常務執行役員

2015年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役専務執行役員
2015年4月 株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役専務執行役員
2017年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長（現任）
2019年11月 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長（現任）
2021年12月 当社 代表取締役社長（現任）
2023年4月 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 代表取締役社長（現任）
2024年4月 株式会社関西スーパーマーケット取締役（現任）

重要な兼職の状況

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長
イズミヤ・阪急オアシス株式会社 代表取締役社長
株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長
株式会社関西スーパーマーケット 取締役

候補者とした理由

林克弘氏は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社において、主に経営管理部門やコンプライアンス部門における豊富な実務経験を有しており、2019年以降は、同社の食品事業の経営管理を担う株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループの代表取締役社長として同事業の構造改革を主導しており、2021年12月に当社の代表取締役社長に就任しております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2



再任

うめ もと

梅本

とも ゆき

友之

1959年9月13日生

所有する当社株式の数
700株

略歴、地位及び担当

1982年4月 イズミヤ株式会社 入社
1988年9月 イズミヤ労働組合 中央執行委員
2005年9月 同組合 中央執行委員長
2015年11月 株式会社サンローリー 専務取締役
2016年4月 同社 代表取締役社長
2019年4月 イズミヤ株式会社 取締役執行役員
2020年1月 同社 代表取締役社長

2020年4月 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役
2021年12月 当社 取締役（現任）
2023年4月 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 専務取締役（現任）
2023年4月 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員（現任）
2023年4月 カナート株式会社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

イズミヤ・阪急オアシス株式会社 専務取締役
株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員
カナート株式会社 取締役

候補者とした理由

梅本友之氏は、食品スーパーに関する豊富な実務経験を有しており、2020年1月にイズミヤ株式会社において代表取締役社長に就任し経営にあたるとともに、2021年12月には当社の取締役に就任しております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3



再任

なが た やす と
永田 靖人

1958年11月1日生

所有する当社株式の数
700株

略歴、地位及び担当

1982年4月 株式会社阪急百貨店（現・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社）入社
2013年4月 株式会社阪食（2016年6月に商号を株式会社阪急オアシスに変更、現・イズミヤ・阪急オアシス株式会社）人事部長
2014年4月 同社 取締役執行役員
2015年4月 同社 取締役常務執行役員
2017年4月 同社 取締役専務執行役員

2021年4月 同社 代表取締役社長
2021年4月 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役
2021年12月 当社 取締役（現任）
2023年4月 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 専務取締役（現任）
2023年4月 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

イズミヤ・阪急オアシス株式会社 専務取締役
株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員

候補者とした理由

永田靖人氏は、食品スーパーに関する豊富な実務経験を有しており、2021年4月に株式会社阪急オアシスにおいて代表取締役社長に就任し経営にあたり、2021年12月には当社の取締役に就任しております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4



再任

わた なべ がく
渡邊 学

1968年5月1日生

所有する当社株式の数
900株

略歴、地位及び担当

1991年4月 三洋電機株式会社 入社
2010年7月 同社 経営企画本部副本部長
2015年4月 株式会社シグマクシス 入社
2015年4月 グローバルセキュリティエクスパート株式会社 代表取締役副社長
2018年4月 株式会社シグマクシス 経営企画部長（ディレクター）
2019年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社入社 副社長付（室長待遇）

2020年4月 同社 執行役員
2021年12月 当社 取締役 財務室・総務室担当
2022年2月 当社 取締役 経営企画室長、財務室・総務室担当（現任）
2022年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 常務執行役員

候補者とした理由

渡邊学氏は、経営管理に関する豊富な実務経験を有しており、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社において常務執行役員として経営にあたり、2021年12月に当社の取締役に就任しております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

5



新任

なか にし
中西

じゅん
淳

1971年1月26日生

所有する当社株式の数
10,700株

略歴、地位及び担当

1994年4月 株式会社関西スーパーマーケット
(現・株式会社関西フードマーケット) 入社
2014年7月 同社 販売促進グループマネジャー
2016年10月 同社 経営企画グループマネジャー
2017年1月 同社 執行役員 経営企画グループ
マネジャー
2017年6月 同社 取締役 経営企画室長
2018年6月 同社 常務取締役 経営企画室長
2021年9月 K S 分割準備株式会社 取締役

2021年10月 株式会社関西スーパーマーケット
(現・株式会社関西フードマーケット) 専務取締役 経営企画室長
2021年12月 同社 執行役員兼食品スーパーカン
パニー 専務
2022年2月 株式会社関西スーパーマーケット
(K S 分割準備株式会社より商号変
更) 専務取締役 経営企画室長
2022年4月 同社 専務取締役 営業統括本部長
2024年4月 同社 代表取締役社長 営業統括本
部長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役社長
株式会社K S P 代表取締役社長

候補者とした理由

中西淳氏は、食品スーパーに関する豊富な実務経験を有しており、株式会社関西スーパーマーケットにおいて専務取締役として経営にあたり、2024年4月に同社の代表取締役社長に就任しております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各氏の「略歴、地位及び担当」「重要な兼職の状況」の欄に、当社の親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及びその子会社等における現在及び過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
2. 林克弘氏はエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の代表取締役副社長、及び同子会社の株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの代表取締役社長であります。これらの各社と当社及び当社子会社は以下の取引を行っております。
- ・当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社より資金の借入れを行っているほか、同社に対しグループの運営負担金の支払いを行っております。
 - ・当社子会社であるイズミヤ・阪急オアシス株式会社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に対して不動産の賃貸借、資金の貸し付け及び借り入れを行っているほか、同社に対して情報システム使用料の支払いを行っております。
 - ・イズミヤ・阪急オアシス株式会社は、株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループに対して、不動産の賃貸を行っているほか、同社に対して業務委託料の支払いを行っております。
 - ・上記のほか、当社子会社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の子会社から商品の仕入れを行っております。
3. 上記2. のほか、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、各候補者と会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、当社が保険契約者として費用負担しております。なお、各候補者が選任され、取締役に就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に引き続き含まれることとなります。
5. 当社は、2022年2月1日付で会社分割によりK S 分割準備株式会社に当社の営む一切の事業を承継させる会社分割を実施するとともに、商号を株式会社関西フードマーケットへと変更しております。また、K S 分割準備株式会社は、同日付で商号を株式会社関西スーパーマーケットに変更しております。

6. 株式会社阪急百貨店は、新たに設立した株式会社阪急百貨店に2007年10月1日付で会社分割により百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社へと変更しております。また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、2008年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。
7. イズミヤ株式会社（株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントに商号変更、その後2021年4月1日付で株式会社阪急阪神百貨店と吸収合併により解散）は、新たに設立したイズミヤ株式会社に2016年7月1日付で会社分割により小売事業を承継しております。
8. 株式会社阪食は、2016年6月1日付で、商号を株式会社阪急オアシスへと変更しております。
9. イズミヤ株式会社と株式会社阪急オアシスは、2023年4月1日付で合併し、存続会社である株式会社阪急オアシスの商号をイズミヤ・阪急オアシス株式会社へと変更しております。

本株主総会後の取締役のスキルマトリックス（予定）

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を含む。）のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

	企業経営	財務 会計	法務リスク マネジメント	業界知見	DX・IT	人材開発・ 労務
林 克弘	○		○	○		○
梅本 友之	○			○		○
永田 靖人	○			○		○
渡邊 学	○	○			○	
中西 淳	○			○		
小西 敏允	○	○	○			
森 薫生			○			
西口 美廣	○	○				
澤 千恵						○

※上記一覧表は、取締役（候補者）が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

以 上

第3号議案 当社とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との株式交換契約承認の件

当社及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「エイチ・ツー・オー リテイリング」といい、当社とエイチ・ツー・オー リテイリングを総称して、以下「両社」といいます。）は、2024年5月15日付の両社の取締役会決議により、それぞれ、エイチ・ツー・オー リテイリングを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換は、エイチ・ツー・オー リテイリングにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、本株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2024年7月31日を効力発生日として行われる予定です。また、本株式交換契約において、同契約は、第4号議案「剰余金の配当（特別配当）の件」が本株主総会において原案どおり承認可決されない場合には効力を失うものとされております。

また、本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日（2024年7月31日（予定））に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、2024年7月29日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2024年7月26日）となる予定です。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容の概要等は以下のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

2024年3月31日現在、エイチ・ツー・オー リテイリンググループ（エイチ・ツー・オー リテイリング並びにエイチ・ツー・オー リテイリングの連結子会社47社及び持分法適用会社9社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、阪急百貨店と阪神百貨店を運営する百貨店事業、食品の製造・加工から食品スーパーでの販売・宅配までを行う食品事業、ショッピングセンターやビジネスホテルを運営する商業施設事業のほか専門店など幅広く事業を展開し、関西を中心に地域社会になくてはならない存在を目指し、発展してきました。

一方、当社は、1959年7月に相互産業株式会社として設立し、関西地方で食品スーパーマーケットを中心とする事業を展開し、1974年8月に株式会社関西スーパーマーケットへと商号変更を行いました。2016年11月14日に、エイチ・ツー・オー リテイリングに対し、両社間の資本業務提携契約に基づき当社（当時の商号は株式会社関西スーパーマーケット）の株式3,200,000株（当該株式発行時点における当社（当時の商号は株式会社関西スーパーマーケット）の議決権の10.17%）を割り当てて以降、エイチ・ツー・オー リテイリングを筆頭株主としておりましたが、2021年12月15日に当社（当時の商号は株式会社関西スーパーマケ

ット)を株式交換完全親会社、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社であるイズミヤ株式会社(以下「イズミヤ」といいます。)及び株式会社阪急オアシス(以下「阪急オアシス」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換を通じてエイチ・ツー・オー リテイリンググループと経営統合(以下「本経営統合」といいます。)し、エイチ・ツー・オー リテイリンググループの一員となりました。エイチ・ツー・オー リテイリングは、当該株式交換の結果、当社(当時の商号は株式会社関西スーパーマーケット)の株式を33,834,909株取得し、既に所有していた3,200,000株と合わせ37,034,909株(当該株式交換の効力発生時点における当社(当時の商号は株式会社関西スーパーマーケット)の議決権の58.00%)を所有するに至り、当社の親会社となりました。

その後、当社(当時の商号は株式会社関西スーパーマーケット)は、2022年2月にスーパーマーケットの運営を含む一切の事業を、新たに設立した当社の完全子会社であるK S分割準備株式会社に吸収分割して中間持株会社体制に移行するとともに、当社は現在の商号である株式会社関西フードマーケットに、K S分割準備株式会社は株式会社関西スーパーマーケットにそれぞれ商号変更を行うことで、当社は“新”株式会社関西スーパーマーケット(以下「関西スーパーマーケット」といいます。)、イズミヤ及び阪急オアシスの3社を傘下に置く、関西最大級の店舗数を有する食品スーパーグループとして再スタートしました。また、2023年4月に、阪急オアシスを存続会社、イズミヤを消滅会社とする吸収合併を行い、阪急オアシスがイズミヤ・阪急オアシス株式会社(以下「イズミヤ・阪急オアシス」といいます。)に商号変更を行って、現在のグループ構成に至っております。エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024年5月15日時点で当社株式を37,034,909株(2024年3月31日現在の発行済株式総数(63,858,804株)から当社が所有する自己株式数(6,783,598株)を控除した株式数(57,075,206株)に占める割合にて64.89%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。)所有しております。

当社グループ(当社及び当社の連結子会社3社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。)は本経営統合以降、エイチ・ツー・オー リテイリンググループの一員として「[楽しい][うれしい][おいしい]の価値創造を通じ、お客様の心を豊かにする暮らしの元気パートナー」というグループビジョンの実現に向け、関西地域の生活者の皆様に「食」を通して貢献することを目指しております。また本経営統合後、当社は、イズミヤ・阪急オアシスにおける店舗運営や商品調達等の標準化・共通化などの構造改革に加え、本経営統合によるシナジー効果の実現のため、商圈、立地、店舗規模に基づく店舗フォーマットの分類と整理を行い、店舗運営、決済、製造・開発、物流、プロセスセンター、システム、本部機能など様々な分野で本経営統合後の当社グループ一体となった諸施策を推進し、より一層の企業価値向上に取り組んでおります。

しかしながら、食品スーパーマーケット業界は、少子高齢化や人口減少等による小売市場の縮小、ドラッグストアやE C等の他業種の参入による競争激化といった従来から進行していた

事業環境の変化に加え、根強い価格志向とそれに対応するディスカウンターの進出等により厳しさを増しております。また、労働人口の減少や働き方の多様化に伴う人手不足・採用難、最低賃金や物流・エネルギーコストの上昇、円安による燃料費・輸入物価の高騰等に起因するインフレーションに伴うコスト構造の急激な変化等、本経営統合時には想定しきれていなかった大きな事業環境の変化も生じております。このように食品スーパーマーケット業界を取り巻く環境が大きく変化している中、当社における事業の継続的な成長に対する難易度はますます高まっていると考えております。

また、当社においては、2021年12月の本経営統合により、イズミヤ及び阪急オアシスを完全子会社化したところ、東京証券取引所の有価証券上場規程により、当社が実質的な存続会社であるとは認められないとして、実質的存続性審査の猶予期間に入っており、この猶予期間は2025年3月31日までとされております。当社は、当該審査基準の充足のために最善を尽くしてまいりましたが、現時点において新規上場基準に準じた審査基準に適合すると認められる目途が立たない状況にあります。さらに、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場へ移行しましたが、2023年3月31日時点で流通株式比率の点において東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足しておらず、上場維持基準の充足に向けた取り組みを行うことについても、エイチ・ツー・オー リテイリングが当社の親会社であるという株主構成を踏まえると、現時点においては必ずしも容易でない状況にあります。

上記の課題認識を踏まえ、エイチ・ツー・オー リテイリングは2024年1月頃から、エイチ・ツー・オー リテイリンググループにおける食品事業の戦略及び方向性につき、社内において議論を重ねるなかで、当社グループにおける課題解決と合わせ、エイチ・ツー・オー リテイリンググループにおける食品事業を、百貨店事業に次ぐ「第二の柱」としてより深い連携を行うことが必要であると考えに至り、当社の完全子会社化についての検討を進めました。具体的には、エイチ・ツー・オー リテイリングの事業戦略との整合性、両社で発揮可能なシナジー、当社の少数株主の皆様の利益への影響、エイチ・ツー・オー リテイリングの財務インパクトとエイチ・ツー・オー リテイリングの株主の皆様の利益への影響等の観点から検討した結果、当社を株式交換により完全子会社化し、更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ体化経営を実現することで、当社グループを含んだエイチ・ツー・オー リテイリンググループ全体の企業価値向上を目指すことが最善であるとの結論に至り、エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024年3月1日、当社に対して本株式交換の提案を行いました。

当社は、上記のとおり、当社株式が東京証券取引所の実質的存続性審査の猶予期間に入っており、新規上場基準に準じた審査基準に適合すると認められる目途が立たない状況にあることから、当社株式の上場維持の是非を含めて、当社の資本政策の在り方について可及的速やかに検討を進める必要があると考えておりました。そこで、当社は、親会社で支配株主であるエイ

チ・ツー・オー リテイリングとの構造的な利益相反のおそれを排除し、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社から独立した立場で、上記資本政策の検討を行うことを目的として、2024年2月19日開催の取締役会決議により、支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの間で利害関係を有しない外部有識者及び当社の社外取締役から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、当社の資本政策の在り方について、当社株式の上場維持に加え、非公開化を含めた様々な選択肢の検討を開始しました。その後、2024年3月1日付で、エイチ・ツー・オー リテイリングから、当社の完全子会社化を企図した本株式交換の実施に係る提案がなされたことから、当社は、同月8日開催の取締役会において、本株式交換の提案の検討に際し、親会社で支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの構造的な利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、本特別委員会に対し、（i）当社取締役会に対し、本株式交換の実施を勧告するか、（ii）当社取締役会が本株式交換の実施に関する決定を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。なお、本諮問事項の検討に際しては、（a）当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、取引を実施することの合理性について検討・判断するとともに、（b）当社の少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性についても検討・判断するものとされております。

当社は、本特別委員会において、当社が取りうる様々な選択肢について検討を進め、2024年3月1日以降はエイチ・ツー・オー リテイリングからの本株式交換の提案について同社との間で慎重に協議・検討を行いました。その結果、当社においても、本株式交換により当社がエイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社となることに関しては、当社の資本構成上の課題を解決するとともに、当社の企業価値向上の観点からもデメリットを上回るメリットがあるとの認識を有するに至りました。

本株式交換を通じて、親子上場関係の解消により当社の少数株主の皆様とエイチ・ツー・オー リテイリングとの間に構造的に発生する利益相反関係を完全に解消することができるため、従来であればコーポレートガバナンス上、実現にハードルがあったグループの全体最適の施策を機動的に実施することが可能となり、事業環境の変化に対する迅速な対応も可能となるというメリットを、両社ともに享受することができると考えております。

具体的には当社グループとエイチ・ツー・オー リテイリンググループの人材、設備を共有することによる効率化、購買の共通化によるスケールメリットを活かしたコスト削減、物流等の両グループで共通する業務の統合による効率化、ＩＴシステムの開発・運用の一元化及びＩＴインフラ（サーバ、ネットワーク等）の共通化によるシステムの高機能化とコスト削減の両立、エイチ・ツー・オー リテイリングの子会社である食品製造会社と当社グループの取引の

さらなる活発化や、一体・共同でのプライベート・ブランド（P B）等を含む商品開発によるマーチャンダイジングの強化、エイチ・ツー・オー リテイリングの子会社である宅配会社の当社グループでのE Cへの活用、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社の株式会社エイチ・ツー・オー食品グループにおける事業戦略立案機能及び実行支援機能の当社グループへの提供等を考えております。加えて、将来的には両社グループの顧客の会員化による囲い込みの促進、共通の顧客データベース構築とそのデータ解析による販売戦略の進化も可能であると考えております。

併せて、当社をエイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社とすることによって、当社が上場維持基準を満たすことが出来ず上場廃止となり、当社の少数株主の皆様には財産上の損害を与えるリスクを解消させることができると考えております。また、当社の少数株主の皆様には本株式交換後はエイチ・ツー・オー リテイリングの株主として、当社グループとエイチ・ツー・オー リテイリンググループのシナジーによる企業価値の向上を経済的に享受していただくことが可能になると考えております。加えて、上場会社として必要となる体制整備の対応やそのコスト負担が大きくなる中、当社における上場維持に係る業務負担及びコストの削減にもつながると考えております。

一方で、本株式交換を通じて当社は上場廃止となり、一般的な上場のメリットとして挙げられるエクイティファイナンスによる資金調達手段の多様化、知名度向上による信用力の向上及び採用活動への好影響、会計監査を受けることによる財務への信頼性の向上等のメリットを失うこととなります。しかし、当社は、2016年11月以降エクイティファイナンスによる資金調達を実施しておらず、エクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないものと考えられること、当社グループの関西地方における知名度は、その業歴の長さ、地域密着で展開してきたことによる事業の実績などから、既に十分に高く、非上場会社となったとしても知名度低下のリスクは低く、人材採用等への悪影響は小さいと考えられること、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社となった後もエイチ・ツー・オー リテイリング連結の会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられることなど、上場廃止に伴うデメリットは極めて限定的であり、本株式交換実施に伴うメリットの方がはるかに大きいと考えております。

以上の点を踏まえて、両社において慎重に検討した結果、両社は本株式交換によって当社がエイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社になることが、両社の企業価値向上に資するものであるとの認識で一致したことから、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2024年5月15日、両社の取締役会において、それぞれ、エイチ・ツー・オー リテイリングが当社を完全子会社化することを目的として本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換契約においては、本株主総会において本株式交換契約が承認可決されることが、及び、本株式交換が中止されておらず、本株式交換の効力が発生することが確実であると

合理的に見込まれることを条件として、本株式交換の効力発生日（2024年7月31日（予定））の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式を有する株主に対して、当社株式1株当たり100円の特別配当（以下「本特別配当」といいます。）を実施することについて合意しております。本特別配当については第4号議案「剰余金の配当（特別配当）の件」をご参照ください。

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容の概要は以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社関西フードマーケット（以下「乙」という。）は、2024年5月15日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲：株式交換完全親会社

（商号）エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社

（住所）大阪府大阪市北区角田町8番7号

（2）乙：株式交換完全子会社

（商号）株式会社関西フードマーケット

（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に1を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式1株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年7月31日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を受けない。但し、同条第3項の規定により、本契約について株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（前項に基づき甲が株主総会決議を実施する場合における当該決議と併せ、以下「株式交換承認総会決議」という。）を求める。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降本効力発生日に至るまで、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務執行及び財産の管理を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を自ら行い又はその子会社をして行わせる場合には、事前に相手方と協議し、書面合意の上で行うのものとする。

第8条（剰余金の配当の制限）

1. 甲は、2024年3月31日を基準日として、1株当たり15円50銭を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2024年3月31日を基準日として、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 乙は、2024年6月20日開催予定の乙の定時株主総会において株式交換承認総会決議による承認が得られること、及び、本株式交換が中止されておらず、本株式交換の効力が発生することが確実であると合理的に見込まれることを条件として、本株式交換の本効力発生日の前日を基準日として、1株当たり100円の剰余金の配当（特別配当。以下「本特別配当」という。）を行うことができる。

4. 甲及び乙は、前三項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第9条（乙の自己株式の消却）

乙は、本契約について乙の株式交換承認総会決議による承認が得られた場合には、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時点において保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、基準時の直前時点において消却する。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本株式交換及び本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、本契約について甲若しくは乙の株式交換承認総会決議による承認を得られなかったとき、本特別配当について乙の株式交換承認総会決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年5月15日

甲：大阪府大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役社長 荒木 直也 ㊟

乙：兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西フードマーケット
代表取締役社長 林 克弘 ㊟

3. 会社法施行規則第184条第1項（第5号及び第6号を除く。）に定める内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	エイチ・ツー・オー リテイリング (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する株式数	エイチ・ツー・オー リテイリングの普通株式：20,040,297株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、エイチ・ツー・オー リテイリングの普通株式（以下「エイチ・ツー・オー リテイリング株式」といいます。）1株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてエイチ・ツー・オー リテイリングが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するエイチ・ツー・オー リテイリング株式の数

エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換に際して、本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリングが当社の発行済株式（ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、エイチ・ツー・オー リテイリングを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に1を乗じて得た株数のエイチ・ツー・オー リテイリング株式を交付いたします。

また、エイチ・ツー・オー リテイリングが交付する株式は、エイチ・ツー・オー リテイリングが2024年5月15日時点で保有する自己株式及びエイチ・ツー・オー リテイリングが2024年5月15日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定であり、現時点で本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。エイチ・ツー・オー リテイリングによる2024年5月

15日以降の新たな自己株式の取得に関しては、2024年5月15日開示のエイチ・ツー・オー リテイリングのプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」及び「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関するお知らせ（ファシリティ型自己株式取得(Accelerated Share Repurchase)による自己株式の取得）」をご参照ください。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、エイチ・ツー・オー リテイリングの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、エイチ・ツー・オー リテイリング株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及びエイチ・ツー・オー リテイリングの定款の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をエイチ・ツー・オー リテイリングから買い増すことができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをエイチ・ツー・オー リテイリングに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のエイチ・ツー・オー リテイリング株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するエイチ・ツー・オー リテイリング株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。エイチ・ツー・オー リテイリングは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人西村あさひ法律事務所（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定

機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

エイチ・ツー・オー リテイリングにおいては、下記「(エ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、エイチ・ツー・オー リテイリングのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券から2024年5月14日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、エイチ・ツー・オー リテイリングが当社に対して2024年3月中旬から4月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。また、エイチ・ツー・オー リテイリングは、当社との交渉の過程で、当社より、本株式交換における当社の株主の皆様の利益に配慮し、本株式交換と同時に本特別配当を実施することについての提案を受け、両社で協議した結果、本株式交換による完全子会社化の目的の重要性に照らして、その実現のためには、本特別配当の目的及び本特別配当の金額は合理的であると判断し、当社が本特別配当を実施することに同意いたしました。その結果、本株式交換と併せて実施される予定の本特別配当を勘案しても、本株式交換比率は妥当であり、エイチ・ツー・オー リテイリングの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「(エ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から2024年5月14日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、当社がエイチ・ツー・オー リテイリングに対して2024年3月中旬から4月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、本特別委員会からの指示、助言及び2024年5月15日付で受領した答申書（詳細については、下記「(エ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「(iv) 当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容、並びに本特別委員会を通じて提出を受けた、本特別委員会が独立性の程度、専門性及び実績に鑑み独自に選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所から2024年5月14日付で受領した株式交換比率算定書等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。また、当社は、エイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉の過程で、本株式交換における当社の株主の皆様の利益に配慮し、本株式交換と同時に本特別配当を実施することについてもエイチ・ツー・オー リテイリングに提案し、両社で協議した結果、本特別配当を実施することについて、エイチ・ツー・オー リテイリングの同意を得ました。その結果、本株式交換と併せて実施される予定の本特別配当も勘案すれば、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資するとの判断

に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し、本株式交換と併せて実施される本特別配当等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに両社との関係

エイチ・ツー・オー リテイリングの第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券、当社の第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会独自の第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所はいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ＳＭＢＣ日興証券は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）とともに株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員であり、三井住友銀行は両社に対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。ＳＭＢＣ日興証券によれば、ＳＭＢＣ日興証券の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザリー業務並びに両社の株式の価値算定業務を担当する部署と同社のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、ＳＭＢＣ日興証券と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されていること、本株式交換に係るＳＭＢＣ日興証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、エイチ・ツー・オー リテイリングとＳＭＢＣ日興証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にエイチ・ツー・オー リテイリングに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないこと、また、ＳＭＢＣ日興証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、エイチ・ツー・オー リテイリングがＳＭＢＣ日興証券に対して両社の

株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、エイチ・ツー・オー リテイリングはＳＭＢＣ日興証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

また、本株式交換に係る野村證券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社と野村證券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に当社に生じうる金銭的負担等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。なお、川喜多公認会計士事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

(a) ＳＭＢＣ日興証券による算定

ＳＭＢＣ日興証券は、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社がそれぞれ東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法（2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場における2024年4月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2024年2月15日から算定基準日までの直近3ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2023年11月15日から算定基準日までの直近6ヶ月間の平均株価（終値単純平均）を基に分析しております。）を、また、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社がいずれについても比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法によるエイチ・ツー・オー リテイリング株式1株に対する当社株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.92～1.03
類似上場会社比較法	0.54～1.11
DCF法	0.46～1.60

ＳＭＢＣ日興証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びＳＭＢＣ日興証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に

それらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。なお、S M B C日興証券がD C F法による算定の前提としたエイチ・ツー・オー リテイリングの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、前年度までの新型コロナウイルス感染症の影響下からの反動による営業利益の大幅な増益（2023年3月期の営業利益114億円に対して131.3%の増益となる営業利益263億円）、また、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。また、当社の財務予測においても、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、連結子会社のイズミヤ・阪急オアシス、関西スーパーマーケット、株式会社K S Pは原価率を維持し、客数客単価の回復及び伸長に伴う売上高の増加及び粗利の改善に基づく大幅な増益（2023年3月期の営業利益59億円に対して53.7%の増益となる営業利益91億円）となることを見込んでおります。また、2025年3月期において、2024年3月期に引き続き、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益（2024年3月期の当期純利益57億円に対して63.3%の増益となる当期純利益92億円）を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施及び本特別配当の実施を前提としておりません。

(b) 野村證券による算定

野村證券は、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、D C F法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月

及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法においては、エイチ・ツー・オー リテイリングと類似する事業を営む上場会社として、J. フロント リテイリング株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、株式会社高島屋及び株式会社近鉄百貨店を類似会社として抽出し、企業価値に対するE B I T D Aの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する修正純利益（経常利益に（1-実効税率）を乗じて算出）の倍率及び時価総額に対する株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

D C F法では、エイチ・ツー・オー リテイリングが作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。D C F法における継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用しております。具体的には割引率は4.75%～5.25%を使用しており、永久成長率は0.00%～0.50%、マルチプル法ではE B I T D Aマルチプルとして8.0倍～9.0倍を使用しております。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、D C F法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法においては、当社と類似する事業を営む上場会社として、株式会社J Mホールディングス、株式会社ヤマナカ、株式会社ライフコーポレーション、マックスバリュ東海株式会社、株式会社オークワ、株式会社ヤオコー、株式会社マミーマート、株式会社バローホールディングス及び株式会社ベルクを類似会社として抽出し、企業価値に対するE B I T D Aの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する修正純利益（経常利益に（1-実効税率）を乗じて算出）の倍率及び時価総額に対する株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

D C F法では、当社が作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。D C F法における継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用しております。具体的には割引率は4.75%～5.25%を使用しており、永久成長率は0.00%～0.50%、マルチプル法ではE B I T D Aマルチプルとして6.5倍～7.5倍を使用しております。

また、野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びD C F法において、本

特別配当に伴う株主への現金流出価額を当社及びエイチ・ツー・オー リテイリングそれぞれの株式価値に織り込んでおります。加えて、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法において、エイチ・ツー・オー リテイリングによる2024年5月15日以降の新たな自己株式の取得に伴う影響をエイチ・ツー・オー リテイリングの株主価値に織り込んでおります。

各評価手法におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.87～1.00
類似会社比較法	0.47～0.72
DCF法	0.60～1.02

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社およびその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2024年5月14日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたエイチ・ツー・オー リテイリングの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(c) 川喜多公認会計士事務所による算定

川喜多公認会計士事務所は、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社がそれぞれ東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社がいずれについても比較可能な類似上場会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を使用しております。

類似会社比較法においては、類似する事業を営む上場会社として、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、J.フロント リテイリング株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び株式会社高島屋を類似会社として抽出し、当社については株式会社JMホールディングス、株式会社ヤマナカ、株式会社ライフコーポレーション、マックスバリュ東海株式会社、株式会社オークワ、株式会社ヤオコー、株式会社マミーマート及び株式会社ベルクを類似会社として抽出し、それぞれ企業価値に対するEBITDAの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する純利益の倍率及び時価総額に対する純資産の倍率を用いて算定を行いました。

DCF法においては、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、同社が作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。エイチ・ツー・オー リテイリングの割引率は、4.75%～5.25%を使用しており、継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は0.00%～0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして8.0倍～9.0倍を使用しております。一方、当社については、同社が作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。当社の割引率は、4.75%～5.25%を使用しており、継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は0.00%～0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして6.0倍～7.0倍を使用しております。なお、川喜多公認会計士事務所は、類似会社比較法及びDCF法において、本特別配当に伴う株主への現金流出価額を当社及びエイチ・ツー・オー リテイリングそれぞれの株式価値に織り込んでおります。加えて、類似会社比較法及びDCF法において、エイチ・ツ

ー・オー リテイリングによる2024年5月15日以降の新たな自己株式の取得に伴う影響をエイチ・ツー・オー リテイリングの株主価値に織り込んでおります。

各評価方法によるエイチ・ツー・オー リテイリング株式1株に対する当社株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.92～1.03
類似会社比較法	0.51～0.67
D C F 法	0.59～0.99

川喜多公認会計士事務所は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び川喜多公認会計士事務所に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。なお、川喜多公認会計士事務所の算定は、当社の取締役会及び特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

川喜多公認会計士事務所がD C F 法による算定の前提としたエイチ・ツー・オー リテイリングの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。また、当社の財務予測においても、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、川喜多公認会計士事務所は、特別委員会に対して、本特別配当の実施を前提とした場合、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を発行しております。本フェアネス・オ

ピニオンは、事業見通しを含む財務情報の分析及び検討並びに当社及びエイチ・ツー・オー リテイリングとの質疑応答を経て、川喜多公認会計士事務所により実施された本株式交換比率の検討に加え、本株式交換の概要、背景及び目的に係る当社及びエイチ・ツー・オー リテイリングとの質疑応答、並びに、株式交換比率に関する算定書の作成者とは別の公認会計士によるレビュー手続を経て発行しております。ただし、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換の比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、本株式交換実行の是非及び本株式交換に関する行動について意見表明や推奨を行うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換に関する当社取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用されることを唯一の目的としております。

(ウ) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、エイチ・ツー・オー リテイリング株式を選択いたしました。

本株式交換の対価としてエイチ・ツー・オー リテイリング株式が当社の株主（エイチ・ツー・オー リテイリングを除きます。以下本項目において同じ。）に交付されることにより、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるエイチ・ツー・オー リテイリンググループの事業発展・収益拡大、その結果としてのエイチ・ツー・オー リテイリング株式の価格上昇等を享受する機会を当社の株主に対して提供でき、さらに、当社の株主は、流動性の高いエイチ・ツー・オー リテイリング株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることなどの理由から、エイチ・ツー・オー リテイリング株式を本株式交換における交換対価とすることが当社の株主の皆様の利益の観点で望ましく、本株式交換における交換対価とすることが適切と判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2024年7月31日（予定））をもって、当社はエイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社となり、当社株式は2024年7月29日付で上場廃止（最終売買日は2024年7月26日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様に割り当てられるエイチ・ツー・オー リテイリング株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を100株以上保有し、本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式の単元株式数である100株以上のエイチ・ツー・オー リテイリ

ング株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、100株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の単元株式数である100株に満たないエイチ・ツー・オー リテイリング株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、エイチ・ツー・オー リテイリングに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をエイチ・ツー・オー リテイリングから買い増すことも可能です。詳細については、上記「(1) 交換対価の相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2024年7月26日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来通り取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(エ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、エイチ・ツー・オー リテイリングが既に当社株式37,034,909株（2024年3月31日現在の発行済株式総数（63,858,804株）から当社の自己株式数（6,783,598株）を控除した株式数（57,075,206株）に占める割合にて64.89%）を保有し、当社がエイチ・ツー・オー リテイリングの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(i) 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、エイチ・ツー・オー リテイリングは、両社から独立した第三者算定機関であるSMBＣ日興証券を選定し、2024年5月14日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2024年5月14日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

各算定書の概要は上記「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率がエイチ・ツー・オー リテイリング又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 本特別委員会における独自の独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、独自に、独立性、専門性及び実績等に鑑み、両社から独立した第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所を選定し、川喜多公認会計士事務所から、当社の事業計画の内容を含む本株式交換比率の算定に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、2024年5月14日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。また、特別委員会は、川喜多公認会計士事務所から、本特別配当の実施を前提とした場合、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。上記算定書及びフェアネス・オピニオンの概要は上記「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。

(iii) 独立した法律事務所からの助言

エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を2024年2月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換及びこれに先立つ上記資本政策の検討に係る法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を2024年2月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(iv) 当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

上記「1. 本株式交換を行う理由」に記載のとおり、当社は、当社株式が東京証券取引所の実質的存続性審査の猶予期間に入っており、新規上場基準に準じた審査基準に適合すると認められる目途が立たない状況にあることから、当社株式の上場維持の是非を含めて、当社の資本政策の在り方について可及的速やかに検討を進める必要があると考えておりました。そこで、当社は、親会社で支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの構造的な利益相反のおそれを排除し、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社から独立した立場で、上記資本政策の検討を行うことを目的として、2024年2月19日に、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で利害関係を有

しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役である森薫生氏（弁護士、高麗橋中央法律事務所）、西口美廣氏（伸和エンジニアリング株式会社監査役）、澤千恵氏（特定社会保険労務士、社労士オフィスジェイアシスト）並びに上場会社の資本政策等に関する経験が豊富であり、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社との間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である藤田清文氏（弁護士、弁護士法人淀屋橋・山上合同）の4名により構成される本特別委員会を設置し、当社の資本政策の在り方について、当社株式の上場維持に加え、非公開化を含めた様々な選択肢の検討を開始しました。

その後、2024年3月1日付で、エイチ・ツー・オー リテイリングから、当社の完全子会社化を企図した本株式交換の実施に係る提案がなされたことから、当社は、同月8日開催の取締役会において、本株式交換の提案の検討に際し、親会社で支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの構造的な利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。なお、本諮問事項の検討に際しては、(a) 当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、取引を実施することの合理性について検討・判断するとともに、(b) 当社の少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性についても検討・判断するものとされております。

また、当社の取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本株式交換に関する取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して行うこと、及び、本特別委員会がその実施又は取引条件が妥当でないと判断した施策を承認しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a) 当社が本株式交換に係る関係者との間で行う協議・交渉過程に実質的に関与し、本特別委員会が必要と認める場合には本株式交換に係る関係者との間で自ら協議・交渉を行うこと、(b) 本特別委員会において本株式交換に係る法務、財務等のアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社負担とする。）、又は、本株式交換に係る当社の法務、財務等のアドバイザーを指名・承認（事後承認を含む。）すること、(c) 当社の役職員、本株式交換の関係者その他本特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取し又は必要な情報を受領すること、(d) 当社の役職員から本株式交換に関する検討及び判断に必要な情報（当社の事業計画の検証を要する場合、事業計画に関わる情報を含む）を受領すること、(e) その他本株式交換に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与する旨決議しております。

本特別委員会は、2024年2月19日から2024年5月15日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を

行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、独立性、専門性及び実績等に鑑み、川喜多公認会計士事務所を選任するとともに、当社における財務デュー・ディリジェンス及び税務デュー・ディリジェンス等に係るアドバイザーとして、独立性、専門性及び実績等に鑑み、E Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「E Yストラテジー・アンド・コンサルティング」といいます。）及びE Y税理士法人を選任することを承認いたしました。そのうえで、エイチ・ツー・オー リテイリングに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付したうえで、エイチ・ツー・オー リテイリングから本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方、株主優待制度の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、エイチ・ツー・オー リテイリングに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社の依頼に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリングに対する財務デュー・ディリジェンスを実施したE Yストラテジー・アンド・コンサルティング及び税務デュー・ディリジェンスを実施したE Y税理士法人より、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、E Yストラテジー・アンド・コンサルティングより、DCF法による算定の前提となる当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成経緯、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際して野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受け、本事業計画を承認しております。また、本特別委員会は、エイチ・ツー・オー リテイリングの株式価値の評価（DCF法による評価）の前提となった事業計画に関しても、E Yストラテジー・アンド・コンサルティング、野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受け、その内容を検証しております。さらに、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定について、それぞれ本株式交換における対価（本株式交換比率等）の算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等及び算定結果の説

明を受け、質疑応答を行い、その合理性を確認しております。また、本特別委員会は、野村證券及び川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定・分析結果、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を受け、当社がエイチ・ツー・オー リテイリングに対して実施した上記各デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、本株式交換における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、エイチ・ツー・オー リテイリングとの協議・交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換を行う旨の決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益でない旨の答申書を、2024年5月15日付で、当社の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は、以下の通りです。

(a) 答申内容

(i) 当社取締役会に対し、本株式交換の実施を勧告する。

(ii) 当社取締役会が本株式交換を行う旨の決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益でないものと思料する。

(b) 答申の理由

(i) 本株式交換の目的の合理性

大要以下の点を考慮し、本特別委員会は、本株式交換は当社の企業価値向上に資するものと認められ、目的において正当であり、合理性があると判断する。

・エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換により当社を完全子会社化し、更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、当社グループを含んだエイチ・ツー・オー リテイリンググループ全体の企業価値向上を目指すとしている。具体的な施策としては、人的資源や設備の共有による効率化、購買の共通化によるコスト削減、物流等の両グループで共通する業務の統合による効率化、ＩＴシステムの開発・運用の一元化及びＩＴインフラの共通化によるシステムの高機能化とコスト削減の両立、エイチ・ツー・オー リテイリングの子会社である食品製造会社と当社の取引の活発化やＰＢ等の商品開発によるマーチャンダイジングの強化、エイチ・ツー・オー リテイリングの子会社である宅配会社のＥＣへの活用等、株式会社エイチ・ツー・オー食品グループによる事業戦略立案機能及び実行支援機能の提供等が挙げられているほか、上場維持のための人的・物的コストの削減が期待される。本特別委員会は、野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言も受けつつ、上記施策の内容や効果、その実現可能性の検証を行ったところ、上記施策により売上高の増大

や利益率の向上等の効果が見込まれ、かつ、その実現可能性も合理的に見込めるもの
と考える。

・これに対し、上場廃止により当社にとってエクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないこと、当社が非上場会社となったとしても知名度低下のリスクは低く、採用活動等への悪影響は小さいと考えられること、本株式交換後もエイチ・ツー・オー リテイリングの連結子会社として会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられること等から、上場廃止に伴うデメリットは極めて限定的であると考えられる。

・また、当社株式は、現在、合併等による実質的存続性の喪失に伴う上場廃止の猶予期間に入っており、実質的存続性の審査の通過のためには、猶予期間が終了する2025年3月31日までに、人的関係、取引関係等において、エイチ・ツー・オー リテイリンググループからの独立性を相当程度向上させ、流通株式比率を25%以上とする必要があるとされている。他方で、このような独立性の向上のための各種施策をとった場合には相当額の利益悪化が見込まれる。また、エイチ・ツー・オー リテイリングとして当社株式の保有を継続する意向であることからすれば、流通株式比率を25%以上とすることは実務上の制約も大きい。したがって、本株式交換等の対応をとらない場合、上場廃止のリスクが存在する。

・当社においては、経営課題の解決のために取り得る経営上の選択肢として、本株式交換以外にも、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準の充足による上場維持の可能性や、非公開化を選択する場合でもエイチ・ツー・オー リテイリング以外の第三者による買収の可能性について検討を行った。しかし、上記のとおり、上場維持基準を充足するための対応を取る場合、当社において相応のコストが発生することが見込まれることに加え、エイチ・ツー・オー リテイリングが当社の保有株式数を維持する意向を有している状況において、上場維持基準である流通株式比率を25%以上とすることは実務上の制約が大きいと考えられる。また、非公開化を選択する場合でも、エイチ・ツー・オー リテイリングの上記意向を前提とすれば、エイチ・ツー・オー リテイリング以外の第三者による買収によって、買収者は、当社の発行済株式総数の3分の1未満を保有するに過ぎず、当該買収により期待されるシナジー効果は限定的なものに留まり、本株式交換の実施によるシナジー効果を上回ることは考えにくい。そのため、本株式交換以外の選択肢によって本株式交換を上回る当社の企業価値の向上を実現することは困難である。

(ii) 本株式交換の取引条件の妥当性

大要以下の点を考慮し、本株式交換比率を含め、本株式交換の条件については妥当性が認められ、取引条件決定の過程についても公正性が認められると判断する。

・当社は、本株式交換比率の妥当性及び本株式交換に係る手続の公正性を担保すべく、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として野村證券を、同じくエイチ・ツー・オー リテイリング及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、取引条件の決定に至る過程において、これらのM&Aの専門家から助言を受けて、かつ、本特別委員会の実質的な関与の下で、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換の条件に係る交渉等を行った。これらを考慮すれば、本株式交換の条件に関する交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ当社の少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確認できていたものと判断する。また、本特別配当は、当社の少数株主の利益に資するものとして、本株式交換の交換条件の妥当性を判断するに際しては、本特別配当を併せて勘案するのが適当と判断する。

・本特別委員会は、株式交換比率の算定の前提となる本事業計画について、EYストラテジー・アンド・コンサルティングより、その作成経緯・手続、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際して野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受けながら、当社において2022年5月に公表した中期経営計画を含む過去に当社が作成した計画と本事業計画との関係及び整合性や、直近の業績（実績）、事業環境等も考慮し、計画としての合理性を検証した。その結果、本特別委員会は、本事業計画は、現時点で達成の蓋然性が認められる範囲で当社グループの合理的な成長を最大限期待するものとなっており、本株式交換に際して当社株式の価値算定を行う前提となることを考慮しても合理的な計画であることを確認し、承認した。

・また、本特別委員会は、エイチ・ツー・オー リテイリングに対してEYストラテジー・アンド・コンサルティング、EY税理士法人及び森・濱田松本法律事務所が実施した各種デュー・ディリジェンスの方針及び結果について共有を受け、その内容を検証するとともに、株式交換比率の算定の前提となるエイチ・ツー・オー リテイリングの事業計画についても提出を受け、野村證券及び川喜多公認会計士事務所並びにEYストラテジー・アンド・コンサルティングの助言を受け、その内容を検証した。

・本特別委員会は、野村證券から株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測、前提条件等に関する資料の提供を受け、委員会の席上で、ヒアリングを実施し、野村證券による株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測や前提条件等について、不合理な点は認められず、適切なものと判断した。

・本特別委員会は、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関とし

て、川喜多公認会計士事務所を選任し、株式交換比率の算定を依頼し、川喜多公認会計士事務所から株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測、前提条件等に関する資料の提供を受け、委員会の席上で、ヒアリングを実施し、川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測や前提条件等について、不合理な点は認められず、適切なものと判断した。また、川喜多公認会計士事務所からはフェアネス・オピニオンの提出を受けているところ、当該フェアネス・オピニオンは、事業見通しを含む財務情報の分析及び検討並びに当社及びエイチ・ツー・オー リテイリングとの質疑応答を経て、川喜多公認会計士事務所により実施された本株式交換比率の検討に加え、本株式交換の概要、背景及び目的に係る当社及びエイチ・ツー・オー リテイリングとの質疑応答、並びに、本株式交換比率に関する算定書の作成者とは別の公認会計士によるレビュー手続を経て発行していることなどから、フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容についても不合理な点は認められず、適切なものと判断した。

・本株式交換比率は、それ単体で見れば、近年の上場親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例におけるプレミアムの水準と比較した場合、特に公表直前における当社株式の市場株価とエイチ・ツー・オー リテイリング株式の市場株価を参照すると、有意なプレミアムが付されていないとの評価もありうる。しかし、株式交換比率単体で見た場合でも、直近3か月又は6か月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には相応のプレミアムが付されているとともに、本株式交換の対価を受領する当社の株主に対しては本特別配当が実施されることや足元の当社株式の市場株価の動向等を考慮すれば、実質的には市場価格に対して一定のプレミアムが付された対価が交付されるものであるとみることができる。本特別配当は、本特別委員会が、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換比率を交渉する過程で、本特別委員会として当社の少数株主の利益の観点から承認しうる水準の対価が本株式交換を通じて当社の株主に交付されるよう最大限交渉し、エイチ・ツー・オー リテイリングをして同意させたものであることにも鑑みれば、本株式交換比率は、直近の当社株式の市場株価との対比という観点からも合理性があるものと判断した。

・本株式交換の対価としてエイチ・ツー・オー リテイリング株式が当社の少数株主に交付されることにより、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるエイチ・ツー・オー リテイリンググループの事業発展・収益拡大、その結果としてのエイチ・ツー・オー リテイリング株式の価格上昇等を享受する機会を当社の少数株主に対して提供でき、さらに、当社の少数株主は、流動

性の高いエイチ・ツー・オー リテイリング株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、本株式交換の方法及び買収対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと判断した。

（Ⅲ）本株式交換に係る手続きの公正性

大要以下の点等を踏まえると、当社においては、本株式交換の公正性を担保するために必要な合理的な措置を講じているといえ、本株式交換の手続は公正であると判断する。

・当社から独立した本特別委員会が設置され、当社取締役会から本特別委員会に付与された権限の下、各委員会の席上で、エイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉を担当する野村證券との間で、本株式交換に係る交渉についての方針を確認し、かつ交渉状況の報告を受け、株式交換比率の決定や本特別配当に係る決定などの重要な局面で、意見を述べたり、指示や要請を行うなど、交渉過程に実質的に関与する形で有効に機能したと評価できる。

・当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング及び当社から独立した野村證券及び森・濱田松本法律事務所をそれぞれファイナンシャル・アドバイザー及び法務アドバイザーに選任した上で、これらのアドバイザーから助言等を受けて本株式交換の一連の手続の公正性を図るべく慎重な検討プロセスを経たと認められる。また、当社は、独立した第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、提出された株式交換比率算定書を踏まえて検討を行った。

・本特別委員会は、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券とは別に、川喜多公認会計士事務所を選任し、株式交換比率の算定を依頼し、算定書を得るとともに、エイチ・ツー・オー リテイリングとの株式交換比率の交渉に際しても、その公正性を図るべく適切に助言を受けた。また、本特別委員会は、本株式交換比率の公正性の検証について慎重を期し、川喜多公認会計士事務所からはフェアネス・オピニオンの提出を受けた。

・利益相反を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案においては、エイチ・ツー・オー リテイリングの役員又は従業員を現在又は過去において兼任又は兼務していた林克弘氏、渡邊学氏及び小西敏允氏、並びに、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社である株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの役員を現在又は過去において兼任又は兼務している福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を除く他の3名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、取締役会の定足数を確保する観点から、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与がなく、相対的に利益相反関係が低いと考えられる福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を加えた6名の取締役において改めて審議の上、全

員一致により決議を行う予定である。なお、同じく利益相反を回避する観点から、林克弘氏、梅本友之氏、永田靖人氏、渡邊学氏、福谷耕治氏及び小西敏允氏は、いずれも本株式交換に関する協議及び交渉に参加しておらず、上記の取締役会の決議に際して意見を述べることも差し控える予定である。

- ・当社における本株式交換の検討体制（本株式交換の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含む。）の構築に際しては、本特別委員会において、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて丁寧に検証を行った。

- ・本株式交換及び本特別配当に関する開示書類のドラフト等についても確認した結果、当社の少数株主に対し適切な情報開示がなされる予定であり、本株式交換に関しては、これと併せて実施される本特別配当を含めて、当社の少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。

- ・当社とエイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉過程において、公正性を疑わしめる事情は見当たらない。

(v) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社の取締役9名のうち林克弘氏、渡邊学氏、小西敏允氏の3名はエイチ・ツー・オー リテイリングの役員又は従業員を現在又は過去において兼任又は兼務しており、また、福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏については、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与はないものの、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社である株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ（3名とも）及びカナート株式会社（梅本友之氏）の役員を現在又は過去において兼任又は兼務していることに鑑み、本株式交換における構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、2024年5月15日開催の当社の取締役会における本株式交換に関する議案（本特別配当に関する議案を含みます。）は、林克弘氏、渡邊学氏、小西敏允氏、福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を除く3名の取締役において審議の上、その全員一致により決議した上で、取締役会の定足数を確保する観点から、上記6名の取締役のうち、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与がなく、相対的に利益相反関係が低いと考えられる福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を加えた6名の取締役において改めて審議の上、全員一致により本株式交換を行うことの決議を行いました。

(2) 株式交換完全親会社となるエイチ・ツー・オー リテイリングの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するエイチ・ツー・オー リテイリングの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、エイチ・ツー・オー リテイリングが適当に定めるもの

とします。かかる取扱いは、エイチ・ツー・オー リテイリングの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) エイチ・ツー・オー リテイリングの定款の定め

エイチ・ツー・オー リテイリングの定款は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kansai-foodmarket.co.jp/>)、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) 及びネットで招集（2024年5月29日掲載予定）<https://s.srdb.jp/9919/>において掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

①交換対価を取引する市場

エイチ・ツー・オー リテイリング株式は東京証券取引所プライム市場において取引されております。

②交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

エイチ・ツー・オー リテイリング株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2024年5月15日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の終値の平均（1円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ、1,824円、1,842円及び1,731円です。

また、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) エイチ・ツー・オー リテイリングの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況

エイチ・ツー・オー リテイリングは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) エイチ・ツー・オー リテイリングの最終事業年度に係る計算書類等の内容

エイチ・ツー・オー リテイリングの最終事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.kansai-foodmarket.co.jp/>）、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）及びネットで招集（2024年5月29日掲載予定）<https://s.srdb.jp/9919/>において掲載しております。

(2) エイチ・ツー・オー リテイリングにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本株式交換契約の締結

エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024年5月15日付の取締役会において、当社との間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(3) 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①本株式交換契約の締結

当社は、2024年5月15日付の取締役会において、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

②自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点において消却する予定です。

③本特別配当

当社は、2024年5月15日付の取締役会において、本株主総会の第3号議案「当社とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決されること



を条件に、本特別配当を行う旨の議案を本総会に付議することを決議いたしました。本特別配当の内容及び本特別配当を行う理由等については、第4号議案「剰余金の配当（特別配当）の件」をご参照ください。

第4号議案 剰余金の配当（特別配当）の件

当社は、エイチ・ツー・オー リテイリングと本株式交換に係る協議の過程で、本株式交換における当社の株主の皆様の利益に配慮し、本株式交換契約において、本株主総会の第3号議案「当社とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2024年7月31日を予定）の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式を有する株主に対して、当社株式1株あたり100円の本特別配当を実施することを合意いたしました。

つきましては、本議案において、本特別配当のご承認をお願いしたく、本株主総会において第3号議案「当社とエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決されることを条件として、これを上程させていただくものであります。なお、本特別配当は、本株式交換が中止されておらず、本株式交換の効力が発生することが確実であると合理的に見込まれることを停止条件として効力を生じるものといいたします。

また、本特別配当の基準日は、本株式交換の効力発生日（2024年7月31日を予定）の前日とする予定であり、基準日設定に関する公告については、別途当社の取締役会において決定の上で実施されます。

なお、当社は、本特別配当につきましては、当社の業績及び今後の経営環境を勘案しまして、その他資本剰余金を原資として行います。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円

配当総額5,707,520,600円

（注）配当総額は、1株当たり配当金に、2024年3月31日現在の発行済株式総数（63,858,804株）から当社が所有する自己株式数（6,783,598株）を控除した株式数（57,075,206株）を乗じた金額を記載しております。なお、本特別配当の基準日までに当社の自己株式数が変動した場合は、配当金の総額が変動することがありますので、実際の配当金の総額は、1株当たり配当金に、本特別配当の基準日時点の発行済株式総数から同日時点の自己株式数を控除した株式数を乗じた金額となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年10月10日。但し、本株式交換の効力発生日が2024年7月31日から変更となる場合は、変更後の効力発生日から70日経過後最初に到来する銀行営業日とするものとします。

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の連結業績

売上高	385,021百万円 前期比 102.9%	総額売上高(※)	399,516百万円 前期比 102.8%
営業利益	9,163百万円 前期比 154.8%	経常利益	8,709百万円 前期比 162.6%
親会社株主に帰属する当期純利益		5,650百万円 前期比 132.5%	

※ 総額売上高は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等による影響を除外した従前の基準での売上高となります。

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高385,021百万円(前期比102.9%)、収益認識に関する会計基準等による影響を除外した従前の基準での売上高に相当する総額売上高は399,516百万円(前期比102.8%)、営業利益9,163百万円(前期比154.8%)、経常利益8,709百万円(前期比162.6%)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,650百万円(前期比132.5%)となりました。

各社の概況は次のとおりです。

イズミヤ・阪急オアシス株式会社と株式会社関西スーパーマーケットの経営成績については、収益認識に関する会計基準等による影響を除外した数値を記載しております。

両社ともに、曜日販促等を強化し客数の回復に努め、値上げの影響による点単価の上昇もあり当期の既存店売上高は前期実績を上回りました。また、粗利率改善に向けての取り組みと同時に生産性向上に向けての取り組みを継続させました。

【イズミヤ・阪急オアシス株式会社】

イズミヤ株式会社と株式会社阪急オアシスは2023年4月に合併し、イズミヤ・阪急オアシス株式会社となりました。組織の一元化、特に本社・営業本部機能の効率化を進め、10月からは新システムへの統合を終え、店舗タイプ別の品揃えやレイアウトなどの店づくりと運営の標準化をさらに推進しました。特に、デリカ部門や重点販売施策が売上をけん引し、既存店売上高前期比は104.0%（客数102.2%、客単価101.7%）となりました。

販売費及び一般管理費は、新システムの導入や人件費単価の上昇により全体では増加したものの、生産性の向上に努めた結果、想定どおりに推移しました。

以上の結果、総額売上高は267,021百万円（前期比103.1%）、営業利益は5,639百万円（前期比170.1%）となりました。

※前期比は、2022年度のイズミヤ株式会社と株式会社阪急オアシスの合計値との比較となります。

【株式会社関西スーパーマーケット】

株式会社関西スーパーマーケットは、「健康経営」「生産性の向上」「教育」を3つの柱とし、お客様、従業員、地域とともに環境問題への取り組みや社会貢献を通じて問題解決を行う「トータルソリューション型スーパーマーケット」の実現に取り組み、既存店売上高前期比は103.3%（客数99.4%、客単価103.9%）となりました。

販売費及び一般管理費は、生産性向上を目的とした省力器具統一による備品費及び従業員研修の強化・拡充による教育費の増加により前期実績を上回りましたが、想定どおりに推移しました。

以上の結果、総額売上高132,495百万円（前期比102.3%）、営業利益3,858百万円（前期比133.7%）と売上高、営業利益ともに過去最高となりました。

なお、株式会社関西スーパーマーケットの経営成績は株式会社関西スーパーマーケットと株式会社KSPとの連結数値となります。また、連結上の総額売上高及び営業利益は、上記に株式会社関西フードマーケットの販売費及び一般管理費並びに内部取引消去等の連結修正を加えた結果となります。

（2）設備投資等の状況

当期に実施しました企業集団の設備投資の総額は4,952百万円で、その主なものは、イズミヤ・阪急オアシスの建物購入であります。

（3）資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、自己資金に加え、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社よりの借入にて賄いました。なお、当期末借入金残高は短期借入金が増加した結果、11,524百万円（前期末比633百万円増）となりました。

(4) 対処すべき課題

食品スーパー業界を取り巻く環境は、地政学的なリスクが原材料価格やエネルギーコスト等に影響を及ぼすことが引き続き考えられる一方で、賃金の上昇は消費の下支えになるものの、事業運営のインフラコストの上昇にもつながり、楽観視できない状況であります。また、少子高齢化や人口減少等による市場の縮小、ECや他業種の参入による競争激化はますます厳しさを増してきており、物価高の中での家計の節約消費に応えるためには、スピードを増して多様な対応をしていくことが必要になってきていると考えております。

このような環境の中、当社グループでは、「関西スーパー」「イズミヤ」「阪急オアシス」の各屋号がもつお客様との信頼、親和性を維持しつつも、出店地域ごとの特色に合わせた店づくりや品揃え、価格の見直し等を図り、その地域のお客様に最もご利用いただける、お客様にとっての「一番店」となり、その地域でのマインドアップ、シェアアップしていくことを目指しております。

今後、さらなる経営の意思決定の迅速化、事業基盤の強化を図っていくために、商圈、立地、店舗規模に基づく店舗フォーマットの分類の再整理を行い、特にグループが有する製造・開発の機能を十分に活かすとともに、店舗運営、物流、プロセスセンター、システム、決済、本部機能など様々な分野での統合化を図り、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

そして、いつもそこに「関西スーパー」「イズミヤ」「阪急オアシス」があるとお客様に思っただけの店づくりを目指してまいります。

当社はエイチ・ツー・オー リテイリンググループの一員として、「『楽しい』、『うれしい』、『おいしい』の価値創造を通じ、お客様の心を豊かにする暮らしの元気パートナー」というグループビジョンの実現に向け、関西地域の生活者の皆様に「食」を通して貢献するため日々努力を重ねてまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 2020年4月 ～2021年3月	第63期 2021年4月 ～2022年3月	第64期 2022年4月 ～2023年3月	第65期 (当期) 2023年4月 ～2024年3月
売 上 高 (百万円)	130,940	284,265	374,018	385,021
営 業 利 益 (百万円)	2,731	5,802	5,919	9,163
経 常 利 益 (百万円)	3,086	4,940	5,355	8,709
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,005	8,368	4,262	5,650
1株当たり当期純利益 (円)	65.95	210.93	73.00	98.74
総 資 産 (百万円)	54,720	147,071	145,835	151,845
純 資 産 (百万円)	34,595	64,975	66,579	70,793
1株当たり純資産額 (円)	1,153.62	1,102.08	1,152.05	1,240.35

- 注1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第63期（2021年4月～2022年3月）の期首から適用しており、第63期以降における主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。また、第62期（2020年4月～2021年3月）以前について、これまで「営業収益」と記載しておりましたが、第63期より「売上高」に表記を変更しております。
3. 第63期（2021年4月～2022年3月）において、当社を株式交換完全親会社、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。また、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社であるK S 分割準備株式会社(2022年2月1日に「株式会社関西スーパーマーケット」に商号変更)を吸収分割承継会社とする吸収分割を実施し、当社の営む一切の事業を同社に承継しました。この結果、当社は、株式会社関西スーパーマーケット、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを完全子会社とする持株会社に移行しております。当社が行った株式交換は企業結合会計上、逆取得にあたることから、第63期の連結業績は、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの通期の業績と、当社、株式会社関西スーパーマーケット及び株式会社K S P の3社の2022年1月1日から2022年3月31日までの期間の業績を反映したものとなります。このため、第62期（2020年4月～2021年3月）までの連結業績と第63期の連結業績との間には連続性が無くなっております。なお、第62期までの各情報は、被取得企業である当社の情報を記載しております。また、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスは2023年4月1日をもって合併し、存続会社である株式会社阪急オアシスの商号をイズミヤ・阪急オアシス株式会社に変更しました。
4. 第63期（2021年4月～2022年3月）において、注3記載の株式交換に伴う負ののれん発生益5,459百万円など特別利益を合計5,624百万円計上しました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	17,796	64.89	資金の借入れ、 グループ運営負担金の支払い

注 1. 当社は、経営統合推進のため、親会社との間で経営統合に関する契約を締結しております。
2. 当社は、親会社から資金の借入れを行うほか、グループ運営負担金の支払いを行っております。当社は、当該取引を行うにあたり、市場金利等を勘案して利率を決定するとともに、同社より提供される役務などの内容が、グループ運営負担金の額に見合う内容であるかを取締役会で十分審議したうえで決定しております。したがって、その取引条件はいずれも妥当なものであり、当社の利益を害するものでないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 関西スーパーマーケット	100	100.0	食品スーパー
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	100	100.0	食品スーパー

注. イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスは2023年4月1日をもって合併し、存続会社である株式会社阪急オアシスの商号をイズミヤ・阪急オアシス株式会社に変更しました。

③ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額 (百万円)	当社の資産総額 (百万円)
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪市北区角田町8番7号	32,965	34,377

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、食品スーパー 2 社（株式会社関西スーパーマーケット、イズミヤ・阪急オアシス株式会社）の持株会社として、食品スーパーの運営・管理を行っております。

(8) 主要な事業所及び店舗 (2024年3月31日現在)

① 当社の事業所 本社 (兵庫県伊丹市)

② 子会社の店舗

会社名 (店舗数合計)	所在地	店舗数	店舗名
株式会社関西スーパーマーケット (関西スーパー63店舗)	大阪府	37	住之江店、長居店、福島店、ベルタ店、内代店、大和田店、南堀江店、古市店、南江口店、蒲生店、市岡店、瑞光店、今福店、善源寺店、ベルファ都島店、日下店、永和店、河内磐船店、倉治店、高槻店、西冠店、宮田店、佐井寺店、江坂店、萬崎菱木店、しんかな店、三島丘店、小野原店、豊中南店、金剛店、富田林駅前店、旭ヶ丘店、西郷店、河内長野店、牧野店、京阪大和田店、高石駅前店
	兵庫県	25	中央店、鴻池店、桜台店、駅前店、稲野店、アリオ店、荒牧店、兵庫店、レ・アール店、大開店、琵琶店、八多店、セルバ店、名谷店、H A T 神戸店、舞多聞店、フェスタ立花店、出屋敷店、広田店、苦楽園店、鳴尾店、浜松原店、大社店、川西店、久代店
	奈良県	1	奈良三条店
イズミヤ・阪急オアシス株式会社 (イズミヤ、デイリーカーナート74店舗)	大阪府	47	花園店、原山台店、平田店、新中条店、稲田新町店、淡路店、桑津店、南田辺店、山田西店、豊新店、あびこ店、昭和町店、ららぽーとEXPOCITY店、門真南店、住道店、庄内店、岸里店、池田旭丘店、松原店、平野店、天下茶屋店、枚方店、北緑丘店、国分町店、泉北店、深江橋店、河内長野店、門真店、和泉府中店、今福店、古市店、千里丘店、寝屋川店、八尾店、松原中央店、福町店、上新田店、光風台店、井高野店、玉手店、法円坂店、玉造店、和泉中央店、阪和堺店、天六樋之口店、ローソン寺田町東店、ローソン東三国4丁目店
	京都府	12	千本中立売店、羽束師店、桂坂店、千本北大路店、伏見店、長岡店、高野店、六地藏店、白梅町店、八幡店、洛北阪急スクエア店、堀川丸太町店
	兵庫県	10	鶴越町店、尼崎店、小林店、多田店、昆陽店、杭瀬店、神戸玉津店、西神戸店、御影店、西宮ガーデンズ店
	奈良県	4	学園前店、新大宮店、広陵店、橿原神宮前店
	和歌山県	1	和歌山店
(阪急オアシス77店舗)	大阪府	47	姫島店、中之島店、新町店、大淀南店、天六店、同心店、淡路店、塚本店、野江店、桃坂店、西田辺店、高殿店、福島玉川店、神崎川店、上本町店、あべの店、とぎわ台店、石橋店、池田店、蛸ヶ池店、南千里店、北千里店、服部緑地店、桃山台店、夕日丘店、豊中少路店、千里中央店、千里山店、箕面船場店、吹田片山店、豊中店、小曽根店、千里山竹園店、服部西店、豊中駅前店、箕面店、富田店、高槻川西店、茨木大手町店、茨木駅前店、茨木東奈良店、総持寺店、千里丘店、守口店、K&M ルクア大阪店、福島ふくまる通り57店、吹田SST店
	京都府	5	山科店、西ノ京店、円町店、かどの店、西院店
	兵庫県	24	宝塚店、清和台店、日生中央店、えるむプラザ店、名塩店、三田駅前店、宝塚山手台店、キセラ川西店、宝塚中筋店、宝塚南口店、六甲店、武庫之荘店、尼崎潮江店、本山南店、御影店、甲陽園店、伊丹昆陽東店、伊丹鴻池店、伊丹大鹿店、神戸旭通店、石屋川店、立花店、伊丹店、神戸三宮店
	滋賀県	1	草津店

注. 関西スーパー福島店は2024年3月31日をもって閉店しました。

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
3,339名 (10,848名)	141名増 (1,457名増)

- 注1. 上記従業員数は就業人員数を記載しており、エイチ・ツー・オー リテイリンググループへの出向者を含んでおります。
2. 上記従業員数の()内は、臨時雇用者数の年間平均従業員数を示しております。
3. 前期末に比べ、臨時雇用者数が1,457名増加しておりますが、主として臨時雇用者数の算定方法等を変更したことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	192百万円
株式会社日本政策投資銀行	100百万円

注. 上記のほか、当社は10,616百万円をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社より借り入れております。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 63,858,804株 (うち自己株式 6,783,598株)
 (3) 株主数 6,817名 (前期末比 11名増加)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	出資比率
エ イ チ ・ ツ ー ・ オ ー リ テ イ リ ン グ 株 式 会 社	37,034千株	64.89%
関 西 ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 取 引 先 持 株 会	2,697	4.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,710	3.00
伊 藤 忠 食 品 株 式 会 社	1,430	2.51
国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	1,111	1.95
加 藤 産 業 株 式 会 社	700	1.23
関 西 ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 従 業 員 持 株 会	555	0.97
株 式 会 社 か ね 清	400	0.70
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	369	0.65
伊 丹 産 業 株 式 会 社	301	0.53

注 1. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	2,100株	5名

注. 上記以外に当社子会社の取締役4名 (うち1名は当社取締役を兼務しております。) に対して12,200株を交付しております。

(6) その他の株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、2023年5月11日の取締役会決議に基づき、2023年5月12日に、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により648,500株の自己株式を総額1,012,308,500円で取得しました。また、2023年11月1日の取締役会決議に基づき、2023年11月2日に、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により82,700株の自己株式を総額112,223,900円で取得しました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 克弘	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長
取締役	福谷 耕治	株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役
取締役	梅本 友之	イズミヤ・阪急オアシス株式会社 専務取締役 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員 カナート株式会社 取締役
取締役	永田 靖人	イズミヤ・阪急オアシス株式会社 専務取締役 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員
取締役	渡邊 学	経営企画室長、財務室・総務室担当 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 常務執行役員
取締役等委員	小西 敏允	
取締役等委員	森 薫生	高麗橋中央法律事務所 所長・弁護士 サノヤスホールディングス株式会社 社外取締役
取締役等委員	西口 美廣	株式会社神戸国際会館 監査役 伸和エンジニアリング株式会社 監査役
取締役等委員	澤 千恵	社労士オフィス ジェイアシスト 代表・特定社会保険労務士 株式会社スカイコンサルティング 代表取締役

- 注1. 森薫生氏、西口美廣氏及び澤千恵氏は、社外取締役であります。また、当社は、社外取締役3名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、当社は、独立役員と代表取締役社長を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。
2. 小西敏允氏及び西口美廣氏は、長年にわたって財務・経理業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、内部監査部門を強化し、監査等委員会との連携をより密接に行っているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、監査等委員である取締役4名全員と、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

5. 当社及び当社グループのすべての取締役（監査等委員を含む。）及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、当社が保険契約者として費用負担しております。
6. 当事業年度後の取締役の担当及び重要な兼職の変更は次のとおりであります。

氏 名	変更前	変更後	異動年月日
林 克弘	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 代表取締役社長 株式会社関西スーパーマーケット 取締役 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長	2024年 4 月 1 日
福谷 耕治	株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役	株式会社関西スーパーマーケット 特別顧問	2024年 4 月 1 日

（２）取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	40,952 (－)	32,400 (－)	5,400 (－)	3,152 (－)	5 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,200 (14,400)	19,200 (14,400)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 （うち社外取締役）	60,152 (14,400)	51,600 (14,400)	5,400 (－)	3,152 (－)	9 (3)

注 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬は、1 事業年度の連結業績に応じた報酬として、食品スーパーを営む当社グループにおいて重要な指標として設定する連結営業利益額を指標に選定し、役位別の報酬額にその達成度に応じた係数を乗じて支給するものとしています。なお、2023年度は以下のとおり設定し、その指標となる連結営業利益は9,163百万円となりました。

連結営業利益目標 87億円

達成度	係数
100%以上	1.0
80%以上、100%未満	0.5
80%未満	0

3. 非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役等役員のいずれの地位をも退任した直後の時点を原則とします。なお、当該株式報酬の交付状況は「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりであり、非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

②取締役の個人別の報酬等に関する方針等

- 1) 当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。その内容等は次のとおりであります。

2) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績向上の意識を高めるためのインセンティブとしての業績連動報酬等及び非金銭報酬等で構成し、各人の職責を踏まえた適正な水準を支給する。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬のみを支給する。なお、取締役会は、個人別の報酬等の内容について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議することにより、その公平性と透明性を確保する。

ii. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月例の固定額金銭報酬とし、常勤と非常勤の別、役位、当社の連結業績を考慮のうえ、総合的に勘案し決定する。

iii. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は金銭報酬とし、予め定めた業績に関する基準に従い、毎年、定時株主総会終結の日より1か月以内に支給する。

iv. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株主と一層の価値共有を進めるため、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の一部を株式報酬とする。なお、当該報酬は、毎年、定時株主総会終結の日より1か月以内に株式報酬規程に基づき支給する。

- v. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額における基本報酬の割合は80％程度、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合は、総額の20％程度を目処とする。また、業績連動報酬等は、上位者ほど割合を高くする。
 - vi. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、指名・報酬委員会の検討を経て、取締役会にて決定するものとする。
- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
個人別の報酬等の内容の決定にあたり、原案について、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた検討を行っており、また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

（基本報酬及び業績連動報酬）

取締役の報酬等に関する株主総会決議日は2015年6月24日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすることと決議しております。なお、当該定時株主総会の終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は4名でした。

（非金銭報酬）

非金銭報酬に関する株主総会決議日は2021年6月25日であり、上記とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額3千万円以内とし、当社の普通株式については発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年4万株以内と決議しております。なお、当該定時株主総会の終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名でした。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。また、兼職先と当社の間には、開示すべき特別な関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 社外役員の当期における主な活動状況

区分	氏名	当期における主な活動状況
社外取締役 監査等委員	森 薫 生	当期における在任期間に開催された取締役会（書面決議を除く。）14回のうちすべてに、同じく監査等委員会13回のうちすべてに出席し、弁護士としての経験から、当社の法的リスクに関する発言を行うだけでなく、外部環境を踏まえた事業リスクや事業の統合において、適宜、問題提起を行うことにより、果たすことが期待される役割を果たしました。
社外取締役 監査等委員	西 口 美 廣	当期における在任期間に開催された取締役会（書面決議を除く。）14回のうちすべてに、同じく監査等委員会13回のうちすべてに出席し、これまでの豊富な実務経験に基づき、食品スーパーの出退店戦略や収益性、コスト分析など経営管理に関する提言等を行うことにより、果たすことが期待される役割を果たしました。
社外取締役 監査等委員	澤 千 恵	当期における在任期間に開催された取締役会（書面決議を除く。）14回のうちすべてに、同じく監査等委員会13回のうちすべてに出席し、社労士としての知識及び経験から、人事制度や人材育成に関して問題提起を行うなど、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行うことにより、果たすことが期待される役割を果たしました。

5 会計監査人に関する事項

6 会社の体制及び方針

法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しております。

注．本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,383	流動負債	58,710
現金及び預金	17,006	買掛金	28,568
売掛金	11,225	短期借入金	10,616
商品及び製品	7,016	1年内返済予定の長期借入金	136
原材料及び貯蔵品	135	リース債務	697
短期貸付金	3,399	未払金	6,313
未収入金	6,430	未払法人税等	1,048
その他の他	1,453	前受金	1,461
貸倒引当金	△282	賞与引当金	1,768
固定資産	105,461	役員賞与引当金	5
有形固定資産	76,429	その他の負債	8,093
建物及び構築物	29,445	固定負債	22,341
車輛及び器具備品	4,452	長期借入金	771
土地	42,530	リース債務	8,848
無形固定資産	2,294	繰延税金負債	2,804
のれん	1,183	役員退職慰労引当金	81
その他の他	1,110	長期預り保証金	3,850
投資その他の資産	26,738	退職給付に係る負債	3,577
投資有価証券	1,546	資産除去債務	2,214
長期貸付金	2,809	その他の他	192
差入保証金	11,931	負債合計	81,051
退職給付に係る資産	1,268	(純資産の部)	
繰延税金資産	8,583	株主資本	70,641
その他の他	601	資本金	100
貸倒引当金	△2	資本剰余金	62,796
資産合計	151,845	利益剰余金	17,820
		自己株式	△10,076
		その他の包括利益累計額	152
		その他有価証券評価差額金	256
		土地再評価差額金	△479
		退職給付に係る調整累計額	375
		純資産合計	70,793
		負債純資産合計	151,845

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上	高価		385,021
売上原価	利益		265,272
販売費及び一般管理費			119,748
営業利益			110,585
営業外収益			9,163
受取利息	24		
受取配当金	23		
受取和解金	85		
リースの売却益	73		
その他	204		411
営業外費用			
支払利息	306		
グループ運営負担金	405		
その他	152		864
経常利益			8,709
特別利益			
固定資産売却益	257		257
特別損失			
減損損失	2,695		
ソフトウェア等契約解約損失	1,495		
店舗等閉鎖損失	72		
固定資産除売却損	64		4,327
税金等調整前当期純利益			4,639
法人税、住民税及び事業税			1,708
法人税等調整額			△2,718
当期純利益			5,650
非支配株主に帰属する当期純利益			—
親会社株主に帰属する当期純利益			5,650

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪新阪急ホテル 2階 紫の間

大阪市北区
芝田一丁目1番35号

交通のご案内

- JR大阪駅御堂筋出口
より徒歩すぐ
- 阪急大阪梅田駅隣接
- 地下鉄御堂筋線梅田駅
①、②出口より地下入
口に直結
- 総会当日は、会場周辺道路及び
駐車場の混雑が予想されますの
で、お車でのご来場はご遠慮願
います。
- 車椅子等にてご来場の株主様
には、会場内に専用スペースを設
けております。受付で、会場ス
タッフがご案内いたします。



■ご来場株主様へのお土産等のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。